

第4編 災害復旧・復興計画

- 第1章 公共施設災害復旧計画
- 第2章 被災者生活の支援計画
- 第3章 中小企業等への支援計画
- 第4章 復興の基本方針

第1章 公共施設災害復旧計画（全対策部）

第1節 災害復旧事業計画作成の基本方針

災害復旧においては、各施設の原形復旧に併せ被害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業計画作成することとし、各施設等の災害応急対策がある程度終了した時、被害の程度を検討して計画する。

この場合、市及び関係機関は、災害復旧の効果が十分に発揮できるよう事前協議を行い、その調整を図る。

第2節 災害復旧事業計画

公共施設の災害復旧は、おおむね以下の事業について計画する。

- 1 公共土木施設災害復旧計画
 - (1) 河川施設復旧事業計画
 - (2) 海岸施設復旧事業計画
 - (3) 道路施設復旧事業計画
 - (4) 砂防施設復旧事業計画
 - (5) 地すべり防止施設復旧事業計画
 - (6) 急傾斜地崩壊防止施設復旧事業計画
 - (7) 下水道施設復旧事業計画
 - (8) 林地荒廃防止施設復旧事業計画
 - (9) 漁港施設復旧事業計画
 - (10) 公園災害復旧事業計画
- 2 水道施設復旧事業計画
- 3 都市災害復旧事業計画
- 4 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 8 公立学校施設災害復旧事業計画
- 9 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10 文化財災害復旧事業計画
- 11 その他災害復旧事業計画

第3節 市における措置

1 激甚災害特別援助法に基づく激甚災害の指定促進

著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合は、市において被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう迅速かつ適切な対応を行い、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行なわれるよう努める。

2 緊急災害査定促進

災害が発生した場合、市は、被害状況を速やかに調査把握し、緊急に災害査定が行なわれるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速に行われるよう努める。

3 災害復旧資金の確保措置

市は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため所要の措置を構ずるなど、災害復旧事業の早期実施を図る。

第2章 被災者生活の支援計画

市は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給、その迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業・就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等の生活全般、また、女性の悩み相談・暴力被害者支援等のきめ細かな支援を講じる。

第1節 災害住民相談計画（全対策部）

第1 市民サポートセンターの開設

被災者の抱える相談や問い合わせに総合的・横断的に対処するため、市では市民サポートセンターを開設する。センターの開設に当たっては、被災者の便宜を考慮し、できるだけ関係機関を一堂に集めるよう努める。

なお、市民サポートセンターでの相談業務は、県が開設する県民サポートセンターと緊密に連絡を取りながら行う。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の市町村と協力・連携することにより、被災者に対して必要な情報や支援・サービスを提供するよう努める。

第2 相談内容

市民サポートセンターにおける主な相談内容は以下のとおりである。

- 1 被災建築物の応急危険度判定結果及び処置
- 2 倒壊家屋の解体・撤去
- 3 各種資格証の再発行等（年金証書、免許証等）
- 4 り災証明の発行手続
- 5 仮設住宅の入居
- 6 独立行政法人住宅金融支援機構関係（返済、支払方法等）
- 7 事業再開の融資
- 8 災害援護資金
- 9 被災に伴う税金の減免措置
- 10 借地・借家
- 11 医療、保健（精神保健を含む）
- 12 労働相談

第3 設置場所

市民サポートセンターは、市役所及び被災地の公共施設等に設置する。

第2節 り災証明書等の発行

(総務対策部・市民経済対策部観光農水班)

市は、被災者に対して各種の支援措置を早期に実施するため、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、住宅等の危険度判定結果の表示やり災証明書を交付するものとする。

なお、住家等の被害調査やり災証明書交付の体制を確立するため担当部局等を定め、担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、これらの業務に必要な実施体制の整備に努めるものとする。

また、県は市に対し、技術的・人的支援を行うとともに、必要な研修の実施に努める。

参考資料 7-26 り災証明願書等

第3節 住宅復旧計画

(建設対策部・市民経済対策部産業政策班)

災害時における被災住宅の復旧対策は、以下による。

第1 災害住宅融資

1 災害復興住宅資金

市は、被害地の滅失家屋の状況を調査し、沖縄復興開発金融公庫法令に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入促進を図る。

なお、この場合資金の融通が早急に行われるよう、市において、被災者が公庫に対して負うべき債務を保証するよう努める。

2 個人住宅（特別貸付）建設資金

市長は、管内で地震による住宅の被害が発生した場合には、被災者に沖縄復興開発金融公庫による個人住宅（特別貸付）建設資金の災害罹災者貸付制度の内容を周知する。

なお、被災者が借入れを希望する際には、り災証明書を交付する。

参考資料 7-26 り災証明願書等

第2 災害公営住宅の建設

大規模な災害が発生し住宅に多大な被害が生じた場合、低額所得者に賃貸するため、国庫補助を受けて災害公営住宅の建設に努める。

第4節 生活確保対策計画（福祉推進対策部）

災害時における被災者の生活確保対策は、以下による。

第1 生業資金の貸付

被災した生活困窮者等の再起のため、必要な事業資金その他の小額融資の貸付資金を確保するため、以下の資金等の導入に努める。

1 災害弔慰金の支給等に関する法律による災害援護資金

市は、災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく生活の再建に必要な資金を貸し付ける。

(1) 実施主体	市の条例で定めるところにより実施する。
(2) 対象災害	自然災害であり、災害救助法が適用された場合の災害とする。
(3) 貸付対象	(2)により、負傷又は住居、家財に被害を受けた者
(4) 貸付限度額	350万円 被害の種類、程度により区分する ・世帯主の1ヶ月以上の負傷 150万円 ・家財の1/3以上の損害 150万円 ・住居の半壊 170万円 ・住居の全壊 250万円 ・住居全体の滅失又は流出 350万円
(5) 所得制限	前年の所得が市民税の課税標準で730万円（4人世帯）未満
(6) 利率	年3%（据置期間中は無利子）
(7) 据置期間	3年（特別の場合5年）
(8) 償還期間	10年（据置期間を含む）
(9) 償還方法	年賦又は半年賦
(10) 貸付原資負担	国（2/3）、都道府県・指定都市（1/3）

2 生活福祉資金の災害援護資金

社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付事業制度要綱」に基づき、災害救助法が適用されない災害によって被害を受けた低所得世帯に対し、被災による困窮から自立更生するのに必要な生活福祉資金を貸付ける。

なお、上記1の災害弔慰金の支給等などに関する法律による災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付対象とならない。

(1) 貸付限度	150万円
(2) 据置期間	貸付の日から1年以内
(3) 償還期限	7年以内
(4) 貸付利子	3%

3 母子寡婦福祉資金

市は、災害により被災した母子家庭及び寡婦に対して、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長及び償還金の支払猶予等の特別措置を講じる。

4 生活福祉資金制度による各種貸付

市及び社会福祉協議会は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障がい者や要介護者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図ることのために必要な経費を貸し付ける。

5 株式会社日本政策金融公庫

- (1) 更生資金
- (2) 恩給担保貸付金
- (3) 遺族国債担保貸付金
- (4) 引揚者国庫債券担保貸付金

第2 被災世帯に対する住宅融資

低所得世帯あるいは母子世帯で災害により住宅を失い又は破損等のために居住することができなくなった場合、住宅の補修又は非住家の住家への改造等のため資金を必要とする世帯に対して、以下の資金を融資する。

- 1 災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金
- 2 生活福祉資金の災害援護資金又は住宅資金
- 3 母子寡婦福祉資金の住宅資金

第3 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

1 災害弔慰金の支給

(1) 実施主体	市の条例で定めるところにより実施する。
(2) 対象災害	自然災害（法第2条）であり、市における住家の滅失した世帯が5世帯以上の災害、及び災害救助法が適用された場合の災害等
(3) 支給対象	(2)により死亡した者の遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母）
(4) 弔慰金の額	ア 生計維持者が死亡した場合 500万円 イ その他の者が死亡した場合 250万円
(5) 費用の負担	国（1/2）、都道府県（1/4）、市（1/4）

2 災害障害見舞金の支給

(1) 実施主体	市の条例で定めるところにより実施する。
(2) 対象災害	自然災害（法第2条）であり、市における住家の滅失した世帯が5世帯以上の災害、及び災害救助法が適用された場合の災害等

(3) 支給対象	(2)により、精神又は身体に以下に掲げる重度の障害を受けた者 ア 両眼が失明した者 イ そしゃく及び言語の機能を廃した者 ウ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者 エ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者 オ 両上肢をひじ関節以上で失った者 カ 両上肢の用を全廃した者 キ 両下肢をひざ関節以上で失った者 ク 両下肢の用を全廃した者 ケ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる者
(4) 見舞金の額	ア 生計維持者が障害を受けた場合 250万円 イ その他の者が障害を受けた場合 125万円
(5) 費用の負担	国（1/2）、都道府県（1/4）、市（1/4）

第4 災害義援金品の募集及び配分

1 義援物資の受入れ

県、関係機関等との連携・協力のもと、国民、企業等からの義援物資について、受入れ物資を明確にし、報道機関を通じて国民に公表する。

2 義援金の受入れと配分

県、日本赤十字社各機関と連携のもと、被害の状況等を把握し、義援金の募集を行うか否かを検討し決定する。

- (1) 義援金を、確実、迅速、適切に募集・配分するため、県が中心となり義援金配分委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。委員会の構成機関は、県、日本赤十字社沖縄県支部、沖縄県共同募金会、県市長会、県町村会、沖縄タイムス、琉球新報、沖縄婦人連合会、その他県単位の各種団体の代表者とする。
- (2) 市は、義援金の受付窓口を開設し、直接義援金を受け付ける。また、義援金の受付状況について委員会に報告し、受け付けた義援金は委員会へ送金する。
- (3) 市は、委員会から配分計画に基づき送金された義援金を、配分計画に基づく配分率及び配分方法により、被災者に配分する。

第5節 租税の徴収猶予及び減免等（総務対策部）

災害時における地方税の特別措置は、県が主体となって行うが、市は県の窓口となり、被災者の支援を行う。

1 地方税の減免

災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税（個人住民税、固定資産税、軽自動車税等）について、宜野湾市税条例に基づきその税額の一部又は全部を軽減又は免除することができる。

2 徴収の猶予

災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税について、その徴収を猶予する。

3 期限の延長

災害により、地方税の申告・納税等が期限内にできないような場合、一定の地域について、災害がやんだ日から2か月以内の範囲で申告等の期限を延長する。

第6節 職業のあっせん（市民経済対策部）

災害時の職業のあっせんは、公共職業安定所が主体となって行うが、市は公共職業安定所と協力し、被災者の支援を行う。

市長は、被災者が遠隔地に居住するなど、その他の事由により公共職業安定所に出頭することのできない場合、公共職業安定所長の指示により被災者の求職申込みを公共職業安定所長に取次ぐ。

第7節 被災者生活再建支援法適用計画（全対策部）

第1 計画方針

自然災害時における被災者の生活再建に関する支援については、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「支援法」という。）に基づき、本計画により実施する。支援金の支給事務については、被災者生活再建支援法人（以下「法人」という。）が実施するが、法人から委託を受けた場合は、市が実施する。なお、支援法の適用基準などは以下のとおりである。

第2 計画内容

1 適用基準

自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象）により生ずる被害で、次のいずれかに該当した場合に対象となる（施行令第1条第1号～第3号）。

- (1) 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した場合
- (2) 市内の10以上の世帯の住宅が全壊した場合
- (3) 県内の100以上の世帯の住宅が全壊した場合
- (4) 5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生し、隣接する市町村が(1)～(3)に定める区域に該当する場合（人口10万人未満限定）

2 対象となる世帯

上記の自然災害によって対象となる世帯は以下のとおりである。

- (1) 全壊世帯：住宅が全壊した世帯
- (2) 解体世帯：住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯（半壊解体世帯、敷地被害解体世帯）
- (3) 長期避難世帯：災害による危険継続で住宅に居住不能な状態が長期間継続中の世帯
- (4) 大規模半壊世帯：住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住が困難な世帯
- (5) 中規模半壊世帯：住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯

3 住宅の被害認定

被害認定は、認定基準「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日内閣府政策統括官（防災担当）通知）」に基づいて市が行い、県に通知する。

参考資料 7-5 被害状況判定基準

4 支援金の支給額

支援金の対象となる経費は、(A) 基礎支援金と (B) 加算支援金に区分され、定額支給される。

区分	損害割合	支援金の支給額			合計
		(A) 基礎 支給金	(B) 加算支援金		
			再建手段	支給額	
①全壊 ②解体 ③長期避難	50%以上	100万円	a 建設・購入	200万円	300万円
			b 補修	100万円	200万円
			c 賃借	50万円	150万円
④大規模半壊	40%台	50万円	a 建設・購入	200万円	250万円
			b 補修	100万円	150万円
			c 賃借	50万円	100万円
⑤中規模半壊	30%台	-	a 建設・購入	100万円	100万円
			b 補修	50万円	50万円
			c 賃借	25万円	25万円

※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合、加算支援金（複数世帯の事例）の支給額は、合計で200万円（補修の場合は100万円）

5 市の事務体制

市が実施する以下の事務のうち、(8)～(12)については、委託を受けて実施する。

(1) 制度の周知（広報）

(2) 住宅の被害認定及び被害報告

被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第1条各号の規定に基づき県が行う速やかな被害報告に資するため、当該自然災害にかかる以下の被害状況について県に速やかに報告する。

ア 市名、法の対象となる、又は、その見込みのある自然災害が発生した日時及び場所

イ 災害の原因及び概況

ウ 住宅に被害を受けた世帯の状況

全壊（全焼、全流失を含む。以下同じ。）、大規模半壊、半壊（半焼を含む。以下同じ。）及び床上浸水等の被害を受けた住宅の世帯数等

エ ウの報告については、自然災害発生後の初期段階では、救助法による救助の実施に関して行われる住家被害の報告と同一でも可。

オ その他必要な事項

カ 報告の責任の明確化

自然災害の状況等の報告事務については、あらかじめ担当窓口を定め県（県民生活課）の報告責任者と密接な連携を図る。

(3) り災証明書等の必要書類の発行

申請者は、以下の書類を被災者生活再建支援金支給申請書に添付する必要があるため、市は、当該被災者から請求があった時は、必要な書類を発行する。

- ア 住民票等、世帯が居住する住宅の所在世帯の構成が確認できる証明書類
 - イ 世帯の前年（被災日が1月から5月までの間である場合は、前前年）の総所得金額が確認できる証明書類
 - ウ 要配慮者世帯であることが確認できる証明書類
 - エ り災証明書（全壊・半壊やむを得ず解体・大規模半壊の区別が記載してあるもの）及び半壊解体世帯については解体されたことが確認できる証明書類
- (4) 被災世帯の支給申請などに係る窓口業務
被災者へ支援金の支給申請に際して、支援金の性格等被災者生活再建支援制度の趣旨及び内容を説明するとともに、支給申請書の記載方法、使途実績報告の時期等その他手続の窓口業務を行う。
- (5) 支給申請書の受付・確認
被災世帯からの申請書類は、市が世帯主等から事実関係、申請書記載事項及び添付書類を十分確認し、以下の事項などを処理する。
- ア 支給対象額の算定
 - イ 対象となる世帯の収入額の算定
 - ウ 要配慮者世帯の確認
 - エ 添付書類等の有無
 - オ その他の記載事項に関する確認（生活関係経費、居住関係経費等）
- (6) 支給申請書等のとりまとめ
支給申請書の受付・確認などを終えた後、県に送付する。
- (7) 使途実績報告書の受付・確認
使途実績報告書を受付・確認後県へ送付する。
- (8) 支援金の支給（被災者の口座への振り込みによる場合を除く。）
- (9) 支援金の返還に係る請求書の交付
- (10) 加算金の納付に係る請求書の交付
- (11) 延滞金の納付に係る請求書の交付
- (12) 返還される支援金、加算金及び延滞金の受領並びに法人への送金
- (13) その他上記に係る付帯事務

参考資料 3-10 被災者生活再建支援制度について

6 その他

収入額の算定、支援金支給申請の手続、その他については、被災者生活再建支援法・同施行令・同施行規則・内閣府政策統括官（防災担当）通知に基づき行う。

第8節 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、市は、県等と連携して、これらの制度の普及促進に努める。

第3章 中小企業等への支援計画

第1節 農林漁業資金融資計画

(市民経済対策部観光農水班)

災害時の被災農林漁業者に対する融資対策は、以下による。

第1 農業関係

被災農業者に対しては、低利の資金を融資することによって、農業経営の維持安定を図ることを目的として、天災融資制度、沖縄振興開発金融公庫等の制度金融による救済制度が設けられている。

「天災融資法」の発動及び「激甚災害法」が適用されることとなった場合は、天災資金の活用を推進する。

天災融資法等が適用されない場合は、農林漁業セーフティネット資金（災害資金）や農業近代化資金等の災害復旧事業を対象とした制度資金の活用を推進する。

第2 林業関係

被害林業者などに対しては、天災融資法に基づく資金又は沖縄振興開発金融公庫資金の活用を指導するとともに、災害後の復旧資金として、林道その他林業用共同利用施設資金（災害）等の長期低利の資金導入を円滑に進め、早期復旧を指導推進する。

第3 漁業関係

被害漁業者の施設（漁船・漁具）、漁獲物及び漁業用資材並びに浦添・宜野湾漁業協同組合等の管理する共同利用施設又は在庫品に対する被害については、天災融資法を適用し、災害復旧を容易ならしめ、被害漁業の経営の安定を図るよう推進する。

また、沖縄振興開発金融公庫の漁業基盤整備資金及び漁船資金等を積極的に利用するとともに、系統金融の活用を図るよう指導推進する。

第2節 中小企業資金融資計画

(市民経済対策部産業政策班)

災害時の被災中小企業者に対する融資対策は、県が主体となって行うが、市は県の窓口となり、必要に応じて、関係商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会等の協力を求めて、被災した企業に対し金融相談、融資の指導、あっせん等の支援を行う。

第4章 復興の基本方針（企画対策部・総務対策部・市民経済対策部・建設対策部・上下水道対策部）

被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧などを図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

第1節 復興計画の作成

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害において、被災地域の再建を可及的速やかに実施するため、総務対策部において復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

特に、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

また、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行うものとし、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。また、併せて高齢者、障がい者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

第2節 災害廃棄物処理

市民経済対策部は、事前に作成した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて広域処理を含め、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、分別、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行う。また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

なお、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。

第3節 防災まちづくり

建設対策部、企画対策部及び上下水道対策部は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、漁港等の都市基盤施設及び防災安全区の整備、ライフラインの耐震化、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標として防災まちづくりを推進する。

また、復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民の合意を得るように努め、併せて、高齢者、障がい者、女性等の意見が

反映されるよう環境整備にも努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

第4節 特定大規模災害時の復興方針等

大規模災害からの復興に関する法律（以下「復興法」という。）に規定する特定大規模災害を受け、国の復興基本方針が定められた場合は、市は、必要に応じて、県と共同して国の復興基本方針等に即した復興計画を策定し、また、復興協議会を組織して復興整備事業の許認可の緩和等の特別措置の適用を受け、市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

また、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要となる人員が中長期的に不足する場合は、復興法に基づき、関係地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請する。